

平成29年第2回置戸町議会臨時会

平成29年2月24日（金曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 4号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第7号）

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 4号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第7号）

○出席議員（10名）

1番 前田 篤 議員	2番 澁谷 恒 壹 議員
3番 高谷 勲 議員	4番 佐藤 勇 治 議員
5番 阿部 光 久 議員	6番 岩藤 孝 一 議員
7番 小林 満 議員	8番 石井 伸 二 議員
9番 嘉藤 均 議員	10番 佐藤 純 一 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

《町長部局》

町 長 井上 久 男	副 町 長 和田 薫
会 計 管 理 者 鎌田 満	町づくり企画課長 栗生 貞 幸
総 務 課 長 菅野 博 敏	施設整備課長 大戸 基 史
産業振興課長 深川 正 美	総務課総務係長 芳賀 真由美
町づくり企画課財政係長 小島 敦 志	

《教育委員会部局》

教 育 長 平野 毅

《監査委員部局》

代表監査委員 本間靖洋

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 田中英規

臨時事務職員 中田美紀

議 事 係 表 祐太郎

◎開会宣言

○佐藤議長 ただいまから、平成29年第2回置戸町議会臨時会を開会します。

◎開議宣言

○佐藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、1番 前田篤議員及び2番 澁谷恒壹議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 今期臨時会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

・議案第4号。

今期臨時会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○佐藤議長 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日と決定しました。

◎日程第3 議案第4号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第7号)

○佐藤議長 日程第3、議案第4号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

○佐藤議長 提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第4号は、平成28年度置戸町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。議案の内容につきましては、町づくり企画課長及び詳細については、担当課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 議案第4号について説明をいたします。

平成28年度置戸町一般会計補正予算（第7号）。

平成28年度置戸町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,065万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,163万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、後程、別冊の平成28年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第7号）により説明を致します。

第2条の地方債補正について説明を致しますので、本議案の最終ページ、2ページになります。ご覧下さい。

第2表 地方債補正。

今回の地方債の補正は、おけと勝山温泉ゆうゆの指定管理者に予定しております、一般社団法人おけと勝山温泉ゆうゆに対する出捐金の財源として追加する地方債となります。一般社団法人おけと勝山温泉ゆうゆ出捐金で5,000万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりです。

次に、事項別明細書により説明致しますので、最終ページの8ページをご覧下さい。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書になります。区分の欄、3. その他（2）、過疎対策事業債の当該年度中増減見込みの額の起債見込額欄に5,000万円を追加し、11億6,490万円に。一番下の合計欄ですが、本年度の起債見込額は、12億9,370万円。一番右の列の合計欄ですが、当該年度末現在高見込額は、54億3,905万円となります。

引き続き、第1条の歳入歳出予算の補正について説明を致しますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開き下さい。

（以下、記載省略。平成28年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第7号）、別添のとおり）

○佐藤議長 これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書（第7号）、6ページ、7ページ、

歳出から進めます。

3. 歳出。6款農林水産業費、1項農業費。7款商工費。8款土木費、2項道路橋梁費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 商工費の出捐金についてお尋ねします。これに関連する質問でございますけど、2月10日に設立登記されて会社が発足したわけですが、1期の収支試算と2期の収支試算に分けて5,000万円の出捐金ということでございますけど、まず、1期目の試算、1,000万円の試算の内訳について試算表を資料として頂いたわけですが、施設項目の中で、例えば、電気代の85万円、或いは、食材費の120万円ですか、こういうものというのは、現実的には1期というのは、今年度の3月31日までということで、会社自体は動いているというか発足されているわけですから、それに関わる経費だと思えますが、ただ、指定管理としてゆうゆの方は引渡しは、今の段階では町が管理をしているということになっていきますよね。一点は、指定管理の期日をいつにしているのか。それから、オープンの日はいつなのか。それは同時なのかどうか、いろいろ会社の運営面であると思うんですが、その辺の今の見込みについてお知らせ願いたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○深川産業振興課長 指定管理の期日につきましては、指定管理を受けるための議会の議決案件となっておりますので、議決以降の協定締結ということになります。今の計画では、4月1日に指定管理の協定を結びたいということで、諸般の事務手続きを進めておりますが、いずれに致しましても、議会の議決案件でございますので、その可決をもってということになるかと思えます。

それから、オープンの期日でございますが、今の段階では一般社団法人の方で諸般の準備を進めておまして、4月1日のオープンを目指して準備を進めているということで、ご回答させて頂きたいと思えます。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 オープンについては、目指してということですので不確定ということもありますし、指定管理については、議会の議決ということで明確なことは言えないということだと思えますが、ただ、会社自体は動いておりますので、その中で1,000万円の第1期の収支試算表の中で疑問符があるのは、電気代の85万円とか燃料代の25万円というのは、試算表の中で出ていますけど、基本的にはまだ現在は町の方で管理運営しているわけですから、第1期の収支の3月31日ですか、それまでには電気代とか燃料代については一部あるのかもしれませんが、それは発生は、このようにしないのではないかという、そういう考えと、それから、もう一点お聞きしたいのは、設立費80万円とありますね。これについては、どの様な内容のものなのかお知らせ願いたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○深川産業振興課長 議員ご指摘のとおり、電気代、燃料費等は、町が引き渡しを受けた後、まだ指定管理をしない段階では町が負担すべきだろうというご質問だと思います。これは、指定管理がまだ不確定な中で試算をさせて頂いていることとございます。それと、法人会計上、3月にかかった電気代は時差で4月に請求をされたり、通常の場合ですと、そういうこともありますので、そのことを含みながら試算計上させて、不確定な要素が多い中での試算だったということとございます。基本的には4月1日の指定管理を目指していますので、4月1日以降の経費、維持管理費については、指定管理者が支払うことになると思います。あと、食材費等の物につきましては、4月オープン目指しまして事前に購入をしておかなきゃならない材料等が想定されますので、そのものを計上してございます。あと、創立費は一般社団法人を設立するにあたりまして、司法書士さんとか、会社経営の基本であります労働体系だとか、いろんな諸規程を作るために着手をさせて頂いている部分がございます、まだ完了していないものもありますが、その経費でございます。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 電気代のことについて再度お尋ねします。電気代につきましては、今現在、町が3月31日までかかる電気代については町の負担で、その請求が電力会社からくるのが4月に入ってからということになると思うんですね。そうすると、今、会社自体は施設を運営していないわけだから、3月分の第1期の収支試算の3月末日までの1,000万円の中には入らないと。逆に、2期分といいますか、4月から発生する経費の中に入るという、そういう考え方にはならないのかということなんですが、如何でしょうか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○深川産業振興課長 現在、一般社団法人との協定締結に向けて協定書の方の内部精査をさせて頂いております。その中で、3月中には準備のために一般社団の方の実際の社の方が準備でゆうゆうの方に入って準備をすることも想定してございます。その部分の電気代の支払いと、まだ指定相手と定めておりませんので、先程、議員言われたように、正式な管理協定が結ばれる前は町の責任においてやるべきではないかということだと思いますが、その辺細部迄まだ煮詰めておりませんので、積算上どう転んでもとってはおかしいのですが、どちらの協定になってもいいように3月中の電気代を計上してございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 今の関連なんですが、基本的に指定管理者に指定するということは、議会の議決が必要ということになると思います。それは法律で決まっていることですから。本来であれば、指定管理者に決めてしまっ、それで出捐金を出すという順番が適切なのではないかなというふうに思うんですが、その辺り如何でしょうか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○深川産業振興課長 指定管理をする選定の会社と致しまして、それぞれ経営の能力があるか判定をしなければ、この会社に指定管理を、町の大事な施設を委ねるわけにはいかないので、この会社の設立が確定してからということで、この運びとなってございます。この会社の財務体系と致しましても、この出捐金が大半を占めるわけでございまして、この出捐金がなければ一般社団自体の財務は非常に脆弱なもので指定管理に委ねられる管理者であるかという判定から、事前に出捐金を拠出頂きまして一般社団の方で指定を受けるといふ議決を頂きたいと思っております。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 課長の答弁分かるんです。佐藤議員が言われたことを、どの矛盾も出てくるんだと思うんですよ。指定管理していないのに、その分出捐金で管理料を見込んだ出捐金を出すっていう、その辺り矛盾が生じるなど、そういう感じがしています。ですから、それであればもう内々でっていうか社団法人が指定管理を受けるといふ前提での今までの一連の予算組みだったり、動きだったりということは皆さん承知で進んできていることなので、指定管理時に指定をするという、そっちが先なのかなというふうには、それが正しい順番だったのかなというふうには思います。如何ですか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○深川産業振興課長 公の施設の指定管理に関する条例につきましては、一般社団以外、それから、他の施設のことも定めている条例でございまして、法律もそのようになっております。一般的には、その施設を委ねる指定管理者につきましては、その資格を有するものでなければ認められないという原則に成り立ちまして今回このような運びとなっておりますので、議員、今までの経過を踏まえればというお話もありましたけども、法手続き上このようなことが必要だということで、ご理解頂きたいと思えます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 交流促進センター改修に要する経費ということで、18節備品購入費ということでございましたけども、今の話の中で、指定管理者の協定はこれからということでありまして、従来、協定書を元の業者といいますが、そういう方達と結んだ経過がありますけども、協定書の内容等については、これからどのようにしていくのかお伺いします。

○佐藤議長 産業振興課長。

○深川産業振興課長 ただいまご指摘のありましたとおり、前指定管理者との協定をベースに致しまして、施設の状況、それから、運営の体質、経営方針等を鑑みまして、協定内容については、細部詰めていきたいと思えますが、以前の協定でありますと、備品関連でございますので、従来協定では、1件20万円の備品、それから、修繕については、町の負担という、それは町が認める備品ということで協定を結んでおりましたが、それにつきましても今見直しを検討していきたいと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入に進みます。

4 ページ、5 ページ。

2. 歳入。9 款地方交付税。14 款道支出金、2 項道補助金。20 款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長、なければ、議案にお戻り下さい。

第2条 地方債の補正。

第2条 地方債の補正は、議案の2 ページ、「第2表 地方債補正」をお開き下さい。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、議案第4号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第7号)の採決を行います。

議案第4号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第4号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○佐藤議長 これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第2回置戸町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時00分

本会議録は、地方自治法第123条の規定に基づき、事務局長田中英規が記載、調製したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
